

## 函館市教育委員会児童生徒創作発表会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市教育委員会（以下「市教委」という。）が児童生徒創作発表会（以下「発表会」という。）に対して交付する交付金（以下「交付金」という。）に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「研究会」 市内の小中学校および義務教育学校の学校教育における各教科教育や創作活動の振興を目的とした教職員および同好者により組織した団体で、本市に住所を有するものをいう。

(2) 「発表会」 研究会が団体の目的を達成するために行う事業のうち、児童生徒の創造力や豊かな情操をはぐくむための児童生徒による発表会で、市教委が共催するものをいう。

(交付対象団体)

第3条 交付金を受けることのできる研究会は、函館市の教育行政の推進に積極的に協力する次の各号に定める団体とする。

(1) 函館市小学校音楽教育研究会

(2) 函館市演劇教育研究会

(3) 函館市美術教育研究会

(4) 函館市中学校英語教育研究会

(5) 函館市中学校音楽教育研究会

(6) 函館市中学校書写教育研究会

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる発表会は、第3条に規定する研究会が実施する次の各号に定める事業とする。

(1) 函館市小学校合同音楽会

(2) 函館市小中学校合同演劇発表会

(3) 函館市小中学校児童生徒写生展

(4) 函館市小中学校児童生徒美術展

(5) 函館市中学校英語祭

(6) 函館市中学校合同音楽会

(7) 函館市中学校合同書道展

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、研究会が主催する発表会の実施に必要な経費で市の予算の範囲内で支出する。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を申請しようとする研究会は、規則第3条の規定に基づき必要な書類を、発表会開催の30日前までに市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第7条 交付金の交付については、規則第9条ただし書きにより、概算払いとする。

(実績報告)

第8条 研究会は、発表会が完了したときには、規則第13条の規定に基づき、必要な書類を発表会終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。